

平成二十六年五月十三日農林水産省告示第六百四十九号（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件）の一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)のイの表の豚、鶏又はうずらの項及び養殖水産動物の項の第2欄の農林水産大臣が指定するものは、次のとおりとする。</p> <p>一 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたものに含まれる動物由来たん白質</p> <p>二 食品の製造工程において発生した残さ（牛、めん羊、山羊又はしかに由来するたん白質を含む食品の製造工程から完全に分離された製造工程において発生したものであることについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）に含まれる動物由来たん白質</p>	<p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)のアイ及びウの農林水産大臣が指定するものは、次のとおりとする。</p> <p>一 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたものを原料とする飼料（豚、鶏、うずら又は養殖水産動物（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第一条第四号に掲げる動物をいう。以下同じ。）に使用されるものに限る。）に含まれるもの</p> <p>二 食品の製造工程において発生した残さ（牛、めん羊、山羊又はしかに由来するたん白質を含む食品の製造工程から完全に分離された製造工程において発生したものであることについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）を原料とする飼料（豚、鶏、うずら又は養殖水産動物に使用されるものに限る。）に含まれるもの</p>